

改正

昭和59年4月1日
平成2年4月1日
平成4年4月1日
平成5年4月1日
平成9年4月1日
平成10年4月1日
平成11年4月1日
平成12年4月1日
平成13年4月1日
平成14年4月1日
平成15年4月1日
平成17年10月1日
平成18年4月1日
平成19年4月1日
平成20年4月1日
平成22年4月1日
平成23年4月1日
平成27年4月1日
平成28年4月1日
平成31年4月1日
令和4年4月1日

近畿大学九州短期大学通信教育部規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本通信教育部は、教育基本法の本質に則り、通信の方法によって生活福祉情報及び保育に関する実質的な専門職業教育を施すとともに、高い教養を与え国家及び社会に貢献する有為な人材を育成することを目的とする。

2 本通信教育部は建学の精神に沿った教育理念を實踐するため、学科ごとに人材の養成に関する目的及びその他教育・研究上の具体的な目的を別記に定めるものとする。

(自己評価等)

第2条 本通信教育部は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第3条 本通信教育部において設置する学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
生活福祉情報科	300人	600人
保育科	600人	1,200人

2 保育科に専攻科を置き、その学生定員は次のとおりとする。

専攻科	入学定員	収容定員
	600名	600名

(学生等の種類)

第4条 本通信教育部において開設する授業科目の単位を修得することができる者は正科生、専攻科生、科目等履修生並びに特修生とする。

(正科生)

第5条 正科生とは、本通信教育部の1年次に入学し、2年間の教育課程を修了し卒業することを目的として入学する者をいう。

(専攻科生)

第6条 専攻科生とは、本通信教育部保育科専攻科に入学し、1年間の教育課程を修了することを目的として入学する者をいう。

(科目等履修生)

第7条 科目等履修生とは、単位修得を目的として、正科生及び専攻科生にはならず授業科目を履修する者をいう。

(特修生)

第8条 特修生とは、第11条に規定する正科生として入学資格のない者が、本学通信教育部入学資格を得ることを目的として単位修得を目的として、授業科目を履修する者をいう。

(修業年限及び在学年限)

第9条 本通信教育部正科生の修業年限は、2年とする。

2 正科生は、4年(ただし、専攻科に進学した場合は6年)を超えて在学することはできない。

第3章 入学、退学及び休学等

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、原則として学年の始めとする。

2 前項の他にも、必要と認められた場合は、学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

第11条 正科生に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年1月31日文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(7) その他相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第12条 入学志願者は、所定の入学願書に成績証明書、卒業証明書(又は高等学校卒業程度認定試験合格証明書、大検合格証明書)及び入学選考料を添えて提出しなければならない。

(入学者の選考)

第13条 入学は、書類選考により許可する。

(入学手続及び入学許可)

第14条 入学を許可された者は、入学金、授業料、その他の学費に保証人連署の誓約書及び所定の書類を添えて入学手続を完了しなければならない。

(休学)

第15条 疾病その他やむを得ない事情により6ヵ月以上修学することのできない者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署の休学願を提出し、教授会で審議のうえ休学することができる。

2 休学の期間は1年を超えることはできない。ただし、特別の理由がある場合は、引き続き1年に限り休学期間の延長を許可することができる。

3 休学の期間は、通算して2年を超えることはできない。

4 休学の期間は、在学年数に算入しない。

5 休学中は、別に定める休学料を納入しなければならない。

(復学)

第16条 休学者が休学の理由が消滅した場合は、保証人連署のうえ願い出て、教授会で審議のうえ復学することができる。

(退学)

第17条 退学しようとする者は、その理由を記し、保証人連署のうえ、願い出なければならない。ただし、やむを得ない事情のある場合は、この限りでない。

(除籍)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会で審議のうえ除籍する。

- (1) 学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第9条第2項に定める在学年数を超えた者
- (3) 第15条に定める休学期間を超えてなお復学又は退学しない者
- (4) 本学において修学する意思がないと認められる者

(復籍)

第18条の2 学費未納による除籍者は、別に定めるところにより復籍を許可することがある。

(再入学)

第19条 正当な理由で退学した者がさらに入学を希望するときは、学長の許可を得て再入学することができる。

(転入学・転科)

第20条 他の大学から本通信教育部に転入学を志願する者があるときは選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

- 2 他の学科に転科を希望する者があるときは、学長に願い出て許可を得なければならない。
- 3 前2項により転入学及び転科した者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについては、別に定める。

(転籍)

第21条 本学の通学課程に転籍を希望する場合及び本学の通学課程の学生が通信教育部の課程に転籍を希望する場合は、学長に願い出て転籍の許可を受けなければならない。

(二重学籍の禁止)

第22条 学生は、本通信教育部に併行して他の大学に在学することはできない。

第4章 教育課程及び履修方法

(学科目の区別)

第23条 授業科目は、共通教育科目、専門教育科目に分け、これを各学年に配当して教授する。

(共通教育科目)

第24条 共通教育科目は、人間と文化、人間と生活、人間と環境に区分する。その授業科目及び単位数は、別表第1による。

(専門教育科目)

第25条 専門教育科目中、必修科目として生活福祉情報科は14単位以上、保育科は15単位以上を履修しなければならない。その授業科目及び単位数は、生活福祉情報科は別表第2、保育科は別表第3、専攻科は別表第4による。

(授業の方法)

第25条の2 授業は、印刷教材等による授業、面接授業若しくはメディアを利用して行う授業のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

(単位の基準)

第26条 通信授業及び面接授業の単位の基準は、次のとおりとする。

- (1) 通信授業における1単位とは、教科書(A5判)60頁から70頁に学習指導書(A5判)30頁から40頁をこれに添えたものとする。
- (2) 面接授業における1単位とは、履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、講義・演習については15時間の授業をもって1単位、実験・実習及び実技については30時間の授業をもって1単位とする。

(単位の認定)

第27条 終末試験に合格した履修科目については、所定の単位を与える。

- 2 終末試験に不合格の場合は、再度試験を受けることができる。
- 3 第9条に定める修業年限以上在学し、なお卒業所要の単位を得られないものは、所定の在籍料を納めなければならない。

(試験の評価)

第28条 試験等の評価は優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は59点以下とする。

第5章 試験

(科目終末試験)

第29条 履修科目の試験方法は、筆答試験とし通学課程と同一程度において行う。

2 科目終末試験は、所定の期日に所定の場所で開催する。

(受験の資格)

第30条 通信授業科目の終末試験の受験資格は、所定のレポートを提出し、所定の成績を修めた者に限る。

2 その他の事項については、別に定める。

第6章 卒業等

(卒業の認定)

第31条 本通信教育部正科生として2年以上在籍し、卒業を申請した次の各号に該当する者については、教授会で審議のうえ卒業を認定する。

(1) 15単位以上の面接授業又はメディアを利用して行う授業の単位を修得した者

(2) 卒業に要する単位数は、共通教育科目及び専門教育科目のなかから必修及び選択を含めて、生活福祉情報科は62単位以上、保育科は62単位以上を修得した者

(卒業証書等)

第32条 学長は、前条に定める卒業の認定をした者に対して卒業証書を授与する。

2 本通信教育部を卒業した者は、短期大学士の学位を授与する。

短期大学士(生活科学)生活福祉情報科

短期大学士(教育・保育学)保育科

(資格の取得)

第33条 本学において取得することができる資格及び免許状は、次のとおりとする。

学科名	資格及び免許状の種類
保育科	幼稚園教諭二種免許状 保育士資格

2 本通信教育部保育科において幼稚園教諭二種免許状を得ようとする者は、第31条の規定によるほか、教育職員免許法及び同法施行規則に規程する必要科目及び単位を修得しなければならない。

3 本通信教育部保育科において保育士資格を取得しようとする者は、第31条の規定によるほか、保育科と専攻科を含め3年以上修業し、児童福祉法及び同法施行規則の規程により厚生労働大臣の定める授業科目及び単位を修得しなければならない。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第34条 本学は、教育上有益と認められるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。この場合修得したものとみなすことのできる単位数は、前項及び第35条第2項の単位数と合わせて45単位を超えないものとする。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第35条 本学は、教育上有益と認められるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第36条 本学は、教育上有益と認められるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したも

のとみなすことができる。

2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

第7章 学費

(学費)

第37条 本学の入学選考料、入学金、授業料等の金額は、別表第5のとおりとする。

2 授業料(教科書、学習指導書を含む。)は、原則として学年始めに納めなければならない。ただし、事情により分納を許可することがある。

(面接授業料)

第38条 面接授業料は、別に定める所要額を所定の時期に納めなければならない。

(退学及び除籍の場合の授業料)

第39条 学期の途中で退学し、又は除籍された者の当該期分の授業料は徴収する。

(学費の変更)

第40条 学費は、経済情勢の変動により変更することがある。

第8章 賞罰

(表彰)

第41条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会で審議のうえ学長が表彰することがある。

(懲戒)

第42条 次の各号の一に該当する者については、教授会で審議のうえ懲戒する。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者

(2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第9章 専攻科

(目的)

第43条 本専攻科は、学則第1条及び本規程第1条に定める目的に従って、短期大学卒業生等に対し、より深い専門的知識・技能を研究し、修得させることを目的とする。

(専攻科の修業年限)

第44条 本専攻科の修業年限は、1年とする。

2 専攻科生は、4年を超えて在学することができない。

(教育課程及び授業科目等)

第45条 本専攻科の教育課程及び授業科目並びにその単位数は、別表第4に定める。

(単位の基準)

第46条 本専攻科の単位の基準は、第26条の規定に準じる。

(単位の認定)

第47条 本専攻科の単位の認定は、第27条の規定に準じる。

(試験の評価)

第48条 本専攻科の試験の評価は、第28条の規定に準じる。

(入学の時期)

第49条 本専攻科の入学の時期は、第10条の規定に準じる。

(入学資格)

第50条 本専攻科に入学することのできる者は、短期大学を卒業した者及び本通信教育部保育科に正科生として2年以上在学し、保育士資格取得を希望する者で、本学が認めた者とする。

(入学の出願)

第51条 本専攻科の入学の出願は、第12条の規定に準じる。

(入学者の選考)

第52条 本専攻科の入学者の選考は、第13条の規定に準じる。

(入学手続及び入学許可)

第53条 本専攻科の入学手続及び入学許可は、第14条の規定に準じる。

(休学)

第54条 本専攻科の休学は、第15条の規定に準じる。

(復学)

第55条 本専攻科の復学は、第16条の規定に準じる。

(退学)

第56条 本専攻科の退学は、第17条の規定に準じる。

(除籍)

第57条 本専攻科の除籍は、第18条の規定に準じる。

(再入学)

第58条 本専攻科の再入学は、第19条の規定に準じる。

(転籍)

第59条 本専攻科の転籍は、第21条の規定に準じる。

(修了の要件)

第60条 本専攻科に1年以上在籍し、所定の授業科目の単位数を修得し、修了を申請した者については、教授会で審議のうえ学長が修了を認定する。

2 学長は、修了を認定した者に対して修了証書を授与する。

(保育士資格)

第61条 保育士資格は、本通信教育部保育科の2年間と、本専攻科の1年間の教育課程を加えた3年以上の教育課程で取得できるものとする。

2 保育士資格を得ようとする者は、第60条に規定する本専攻科の修了要件を充足し、児童福祉法施行規則と本学の定める科目及び単位を修得しなければならない。

(科目等履修生)

第62条 本学の学生以外のもので本専攻科において開講する授業科目の一または複数の科目の履修を希望する者があるときは、定員に余裕のある場合に限り、科目等履修生として履修を許可することができる。

(科目等履修生の資格)

第63条 科目等履修生として許可される者は、第50条の規定に該当する者とする。

第10章 科目等履修生及び特修生

(科目等履修生)

第64条 本通信教育部において開講する授業科目の一部又は全部の履修を希望する者があるときは、定員に余裕のある場合に限り、科目等履修生として履修を許可することができる。

(科目等履修生の単位の授与)

第65条 科目等履修生が履修した科目については終末試験又は単位修了試験を受け、これに合格した者には、所定の単位を与える。

2 科目等履修生として在学した年数は、第31条に規定する在学年数として換算することはできない。

3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(特修生)

第66条 第11条に規定する正科生として入学資格のない者で、本通信教育部において開講する授業科目の履修を希望する者があるときは、選考によって特修生として入学を許可する。

2 特修生として所定の課程を修了し、試験に合格した者には修了証書を授与する。また、特修生として在学した年数は、第31条に規定する在学年数に換算することはできない。

3 特修生として、第11条に規定する資格を得た者は希望により選考のうえ、正科生にすることができる。

(準用)

第67条 科目等履修生及び特修生については、この章に規定するもののほか第6章及び第9章を除き本規程を準用する。

第11章 教職員組織

(教員組織)

第68条 本通信教育部の教員は、原則として本学通学課程の教授、准教授、講師、助教がこれにあたる。ただし、必要に応じて適任者を講師として委嘱することができる。

2 本通信教育部に専任の教員並びに指導教員を相当数置くことができる。

(教授会)

第69条 本教授会は、通信教育の課程につき、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項並びに学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 教授会の運営に関する細則は、別に定める。

(学務委員会)

第70条 本通信教育部に学習指導に関する審議を行うための学務委員会を置く。

2 学務委員会に関する規程は別に定める。

第12章 学生規程等

(規程の遵守)

第71条 学生は本規程に定めるほか、学生規程その他の規則を遵守しなければならない。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年4月1日)

この規程の改正は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年4月1日)

この規程の改正は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年4月1日)

この規程の改正は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年4月1日)

この規程の改正は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年4月1日)

この規程の改正は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年4月1日)

この規程の改正は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年4月1日)

この規程の改正は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年4月1日)

この規程の改正は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年4月1日)

この規程の改正は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年4月1日)

この規程の改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年4月1日)

この規程の改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年10月1日)

この規程の改正は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日)

この規程の改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日)

この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日)

この規程の改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日)

この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

この規程の改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日）

この規程の改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日）

この規程の改正は、令和4年4月1日から施行する。

ただし、改正後の第9条第2項の規定にかかわらず、令和4年3月31日時点で在学するものの取扱いは、なお従前のおりとする。

別表第1 共通教育科目

授業科目	必修		選択		備考
	通信	面接	通信	面接	
[共通教育科目]					
(人間と文化)					
国語表現法			1	1	
国語概論			2		
英会話 I			1	1	教職・保育士資格選択必修
(人間と生活)					
基礎法学			2		
日本国憲法			2		教職選択必修
生涯スポーツ				1	教職・保育士資格選択必修
情報処理入門 I			1	1	教職選択必修
情報処理入門 II			1	1	
表計算 I			1	1	
表計算 II			1	1	
I T 入門			1	1	
I T 応用			1	1	
J a v a 入門			1	1	
社会福祉概論			2		
基礎経済学			2		
ビジネス実務概論			2		
ビジネス実務演習			1	1	
キャリアデザイン I			1	1	
キャリアデザイン II			1	1	
(人間と環境)					
生命科学			2		
人体生理学			2		
医学一般			1	1	
健康科学			1		教職・保育士資格選択必修
小計			30	14	

別表第2 生活福祉情報科 専門教育科目

授業科目	必修		選択		備考
	通信	面接	通信	面接	
(専門教育科目)					

生活福祉論	2				老人・障害者心理含む 被服材料・整理学を含む 食品学を含む
衣生活論	2				
食生活論	2				
住生活論	2				
生活情報論	1	1			
栄養学概論			2		
ファッションデザイン			1	1	
食生活実習			1	1	
住居設計			1	1	
社会福祉援助技術				1	
健康管理学			1	1	
介護概論			1	1	
介護技術				1	
医療福祉事務応用Ⅰ			1	1	
医療福祉事務応用Ⅱ				1	
医療福祉事務基礎Ⅰ			1	1	
医療福祉事務基礎Ⅱ				1	
介護保険事務概論				1	
介護保険事務演習				1	
表計算応用			1	1	
ウェブデザイン論			2		
ウェブ基礎演習			1	1	
インテリアデザイン			1	1	
生活デザイン論	2				
生活デザイン基礎演習			1	1	
色彩演習			1	1	
コンピュータグラフィックスⅠ	1	1			
コンピュータグラフィックスⅡ			1	1	
ウェブデザインⅠ			1	1	
ウェブデザインⅡ			1	1	
色彩論			2		
デザイン計画			1	1	
情報科学			2		
ウェブページ作成Ⅰ			1	1	
人間関係論			2		
生活文化論			2		
情報機器			2		
ウェブページ作成Ⅱ			1	1	
簿記入門			1	1	
簿記演習			1	1	
介護実習指導演習				1	
介護実習				1	
社会福祉基礎演習			1	1	
医療福祉管理学			2		

医療福祉秘書学概論			2		
医療福祉秘書学演習			1	1	
医療福祉事務総論			2		
医療福祉事務演習			1	1	
公衆衛生学			1	1	
医療福祉管理特別講義				1	
医療福祉統計			1	1	
臨床医学			2		
小計	12	2	47	34	

専門教育科目必修14単位、共通教育科目及び専門教育科目選択から48単位以上の計62単位以上

別表第3 保育科専門教育科目

授業科目	必修		選択		備考
	通信	面接	通信	面接	
(専門教育科目)					
社会福祉			2		保育士資格選択必修
子ども家庭福祉			2		保育士資格選択必修
保育原理			2		保育士資格選択必修
社会的養護Ⅰ			2		保育士資格選択必修
保育の心理学			2		保育士資格選択必修
子どもの保健			2		保育士資格選択必修
子どもの食と栄養			1	1	保育士資格選択必修
子ども家庭支援論			2		保育士資格選択必修
乳幼児心理学			1	1	
青年心理学			1	1	
健康Ⅱ			1		
言葉Ⅱ			1		
障害児保育				1	保育士資格選択必修
社会的養護Ⅱ				1	保育士資格選択必修
児童文化			1	1	
幼児と音楽表現		1			
音楽表現技術		1			
音楽(理論)			1		
幼児と造形表現		1			
図画工作Ⅱ			1		
幼児と健康		1			
幼児体育Ⅱ			1		
幼児と人間関係			1		教職選択必修
幼児と環境			1		教職選択必修
幼児と言葉			1		教職・保育士資格選択必修
保育内容総論				1	保育士資格選択必修
子育て支援				1	保育士資格選択必修
子ども家庭支援の心理学			2		保育士資格選択必修
言語表現				1	
多文化共生保育			1	1	
保育実習Ⅰ(保育所)				2	

} いずれか1科目履修

保育実習Ⅰ（施設）				2	可 } いずれか1科目履修可
保育実習事前事後指導Ⅰ（保育所）				1	
保育実習事前事後指導Ⅰ（施設）				1	
（教職に関する科目）					
教職概論				2	教職・保育士資格選択必修
教育原理	2				
教育心理学		1			
幼児の心理学	1				
幼児への特別な支援			1		教職・保育士資格選択必修
教育相談（カウンセリング・幼児の理解を含む）			2		教職選択必修
保育・教職実践演習			1	1	教職・保育士資格選択必修
教育実習				4	教職選択必修
事前・事後指導				1	教職選択必修
健康（指導法）		1			
人間関係（指導法）		1			
環境（指導法）		1			
言葉（指導法）		1			
造形表現（指導法）	1	1			
音楽表現（指導法）		1			
劇あそび（指導法）				1	教職選択必修
教育課程総論			2		教職・保育士資格選択必修
教育方法論			2		教職・保育士資格選択必修 情報機器及び機材の活用を含む
小計	4	11	39	23	

専門教育科目必修15単位、共通教育科目及び専門教育科目選択から47単位以上の計62単位以上

別表第4 専攻科専門教育科目

授業科目	必修		選択		備考
	通信	面接	通信	面接	
社会福祉			2		保育士資格選択必修
子ども家庭福祉			2		保育士資格選択必修
保育原理			2		保育士資格選択必修
社会的養護Ⅰ			2		保育士資格選択必修
保育の心理学			2		保育士資格選択必修
子どもの保健			2		保育士資格選択必修
子どもの健康と安全				1	保育士資格選択必修
子どもの食と栄養			1	1	保育士資格選択必修
子ども家庭支援論			2		保育士資格選択必修
乳幼児心理学			1	1	
青年心理学			1	1	
健康Ⅱ			1		
言葉Ⅱ			1		

乳児保育Ⅰ			2		保育士資格選択必修
乳児保育Ⅱ				1	保育士資格選択必修
障害児保育				1	保育士資格選択必修
社会的養護Ⅱ				1	保育士資格選択必修
児童文化			1	1	
音楽（理論）			1		
図画工作Ⅱ			1		
幼児体育Ⅱ			1		
幼児と言葉			1		保育士資格選択必修
保育実習事前事後指導Ⅰ （保育所）				1	保育士資格選択必修
保育実習事前事後指導Ⅰ （施設）				1	
保育実習Ⅰ（保育所）				2	
保育実習Ⅰ（施設）				2	
保育実習事前事後指導Ⅱ				1	いずれか1科目保育士資格選択必修
保育実習事前事後指導Ⅲ				1	
保育実習Ⅱ				2	いずれか1科目保育士資格選択必修
保育実習Ⅲ				2	
保育内容総論				1	保育士資格選択必修
子育て支援				1	保育士資格選択必修
子ども家庭支援の心理学			2		保育士資格選択必修
言語表現				1	
多文化共生保育			1	1	
小計	0	0	29	24	

※通信教育課程正科生から引き続き専攻科に入学する場合、正科生として修得した「保育実習事前事後指導Ⅰ（保育所）」「保育実習事前事後指導Ⅰ（施設）」「保育実習Ⅰ（保育所）」「保育実習Ⅰ（施設）」の単位については、専攻科にて再度の修得は要しない。

別表第5 学費

(単位 円)

費目	通信教育課程	専攻科
入学選考料	8,000	8,000
入学金	30,000	10,000
授業料	110,000	50,000

※通信教育課程正科生から引き続き専攻科に入学する場合、入学選考料および入学金は徴収しない。
別記

近畿大学九州短期大学通信教育部の教育・研究の目的について

近畿大学学園の「建学の精神」と「教育の目的」

近畿大学学園の建学の精神は、「実学教育と人格の陶冶」です。この建学の精神を具体的に実践するために「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人の育成」を教育理念に掲げています。

この建学精神と教育理念に基づいて、「広い教養に裏打ちされた人格とチャレンジ精神をもって未来を志向しつつ、実践的学問すなわち実学の発展に貢献することのできる人材を育成」して、社会に送り出すことに全力で取り組んでいます。

本学の各学部・大学院及び各学校は、それぞれの人材育成目標にそって、特色あるカリキュラムを用意し、充実した教授陣が、質の高い教育を提供しております。

学生の皆さんには、上記の建学精神と教育理念を理解していただき、本学園で、本当に優れた友人・先輩・教員や夢中になれる学問に出会い、美しいものに打たれ、豊かな教養と専門的知識を身につけ、各人固有の才能を見出し、自分に最も相応しい将来設計をされることを願っております。

近畿大学九州短期大学通信教育部の教育方針について

通信教育部生活福祉情報科の三つのポリシーについて

生活福祉情報科では、近畿大学の建学の精神である「実学教育」と「人格の陶冶」に基づき、社会人として「人に愛され、信頼され、尊敬される人間力」と「最新の専門知識と技術」を兼ね備え、社会に貢献できる職業人の育成をめざしています。こうした理念を実現するために、以下の三つの方針を定めています。

○卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

生活福祉情報科では、本学科の教育課程において所定の修業年限以上在籍し、所定の単位を修得し、以下の資質・能力を身につけ、かつ卒業を認定した学生に対して短期大学士（生活科学）の学位を授与します。

1. 知識・理解 生活科学の専門的知識と技術を身につけ、人と人、人とモノの関係を理解したうえで社会に貢献できる。

①人間生活に関する幅広い知識と技能を身につけ、それらを活用することで豊かな生活を創造することができる。

②人と人、人とモノの関係を地域の歴史や文化、自然環境などに関連づけて理解している。

③社会のルールや人との約束を守ることの大切さを理解し、ビジネスパーソンとして社会に参加する力を有している。

2. 汎用的技能 基礎的なビジネスマナーや情報活用能力を身につけ、よりよい暮らしを提案することができる。

①ビジネスパーソンとして基礎的なマナーを身につけ、周囲と円滑なコミュニケーションをとることができる。

②多様な情報を客観的かつ理論的に分析し、情報機器を適切に活用することで自らの考えを表現する力がある。

デザインを通して生活の質向上に寄与し、新しい価値を提案する技能を習得している。

3. 態度・志向性 豊かな人間性とチャレンジ精神をあわせ持ち、ビジネスパーソンとして地域社会に主体的に関わり、多様な人々と協働して学ぶ態度を身につけている。

①現状を分析し、目標や課題を明らかにする力があり、解決に向けて計画を立てる思考力と判断力がある。

②目標や課題に積極的かつ主体的に関わることができる。

③社会の変化に対応しながら、自らの生き方、暮らし方を選択する能力がある。

4. 総合的な学習経験と創造的思考力

①異なる文化や多様な価値観をもつ人々と積極的に接し、相手の意見を丁寧に聴く多様性を身につけている。

②社会を構成する人々の意見の違いや立場の違いを理解でき、次世代や他者の生活を支援する協働性を有している。

③自らのライフプランにあった職業を選択し、就業に必要な能力を身につけている。

○教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

1. 教育内容（教育課程の編成）

ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するために共通教育科目及び専門教育科目を編成し、科目を配置する。

①人間生活の基盤を固めるとともに、健康で豊かな人生を創造していく知識や技術を習得するため、共通教育科目を配置する。

②家庭や社会での生活の質を向上し、社会人として必要な力を高めるため、デザイン分野、医療・福祉分野、ビジネス分野の3分野を置く。各分野において学生が主体的かつ実践的に学び、専門知識の習得や資格取得ができるよう、専門教育科目を配置する。

2. 教育方法（学修方法と学修課程）

①シラバスに到達目標、授業の概要、事前学習及び事後学習、授業計画、成績評価方法を明記するとともに、各科目でオリエンテーションを行い周知する。

②実学教育を重視した少人数制を採用した講義、演習および実習を展開する。

③履修計画の支援や目標とする学びを体系的に行えるよう学生と教員間で学修状況を共有し、自律的な学びを組織的に支援する。

④「共通教育科目」「専門教育科目」にナンバリングする。ナンバリングに基づいたカリキュラムマップにより「導入期」「発展期」「完成期」と段階的に学修する。

3. 教育評価（学修成果の評価法）

①各科目のシラバスに定める評価方法に基づき、厳格な評価を行う。

○入学受入れ方針（アドミッション・ポリシー）

生活福祉情報科では、学力の三要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」）を多面的・総合的に評価することにより入学選抜を行なう。また、判定においては、学力の三要素を入学後に継続的・発展的に獲得できるかどうかを重視します。

1. 「知識・技能」

①本学科の教育課程を学修できる基礎的知識・技能を有している。

2. 「思考力・判断力・表現力」

①実社会における様々な状況に対応できる思考力・判断力・表現力の習得が期待できる。

3. 「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」

①他者と協働し、社会に貢献しようとする意欲があり、社会の一員として主体的に関わる創造的思考力と総合的な人間性の育ちを期待できる。

通信教育部保育科の三つのポリシー

保育科では、近畿大学の建学精神である「実学教育」と「人格の陶冶」に基づき、子ども、保護者、同僚に愛され、信頼され、尊敬される保育者の養成をめざしています。こうした理念を実現するために、以下の三つのポリシーを定めています。

○卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

保育科では、本学の教育方針に基づいたカリキュラムを通して所定の単位を修得し、かつ下記の事項を達成した場合に卒業を認定し、短期大学士の学位を授与します。

1. 知識・技能

①社会人として、人文・社会・自然の各分野に関する最低限の基礎的知識を習得している。

②保育者として必要な専門的知識・技能について理解し、習得している。

③子どもの心身の成長・心理的および身体的発達について理解している。

2. 思考力・判断力・表現力

①幼児教育の現場や子育て支援の場での保育をとりまく様々な課題に関心を持ち、保育者としての役割を理解する。

②保育内容を踏まえ、適切な遊びを提供でき、のびのびとした表現活動を実現できる保育技術を習得している。

③学修成果を統合して、想像的かつ創造的に保育へ応用できる能力を有している。

3. 協働性・人間性

①建学の精神を踏まえ、保育者として人に愛され、信頼され、尊敬されるよう倫理観・使命感・責任感に基づき行動することができる。

②保育者として、子どもや保護者などとの確かなコミュニケーション能力を有し、他者と協働することができる。

③地域社会や家庭に積極的に奉仕し、貢献しようとする意欲を有している。

④子どもや関係者の最善の利益を尊重できる。

○教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

保育科の教育課程は、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成し、幼稚園教諭二種免許状、保育士

資格を取得するために共通教育科目及び専門的知識と実践的技術を修得するための専門教育科目、その他必要な科目によって編成され、体系的に科目配置をしています。

1. 教育内容

①幼稚園教諭二種免許状および保育士資格を取得するための科目を、各分野ごとに「導入期」「発展期」「完成期」と系統的に深めるとともに、保育実習や教育実習での実践とも関連づけて学べるよう配置する。

②保育者として必要なコミュニケーション能力、リーダーシップ能力、協働能力など実践力を培うために、地域の様々な行事及び地域のボランティア活動への参加を行う。

2. 教育方法

①シラバスに到達目標、授業計画、評価方法、事前・事後学修、関連学修を明記するとともに、各科目でオリエンテーションを行い周知する。

②保育現場で直面する様々な問題を解決する力を修得するために、研究や討議を実践的に積み上げる「保育・教職実践演習」や、主体的な学びを高めるためにアクティブラーニングの手法を取り入れた演習授業を配置する。

③「共通教育科目」「教職科目」「保育士資格必修科目」「保育士資格選択必修科目」に基づいたカリキュラムマップにより「導入期」「発展期」「完成期」と段階的に学修する。

④学びの視覚化と評価のために、履修カルテを活用して学修の目標設定と振り返りを行い、学修の改善に努める。

3. 教育評価（学修成果の評価法）

①各科目のシラバスに定める評価方法に基づき、厳格な評価を行う。

○入学受入れ方針（アドミッション・ポリシー）

保育科は、幼稚園教諭二種免許及び保育士資格の取得のために学び、卒業後、保育・教育職にかかわる仕事に就く意欲を持っている学生の入学を期待します。入学者の選抜においては、保育者に求められる「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「協働性・人間性」の三つの「資質と能力」を判定の基準とします。また判定においては、この三つ「資質と能力」を入学後に継続的・発展的に獲得できるかどうかを、重視します。

1. 「知識・技能」

①本学科の教育課程を学修できる基礎的知識・技能を有している。

2. 「思考力・判断力・表現力」

①保育現場における様々な状況に対応できる思考力・判断力・表現力の習得が期待できる。

3. 「協働性・人間性」

①他者と協働し、社会に貢献しようとする意欲があり、子どもに対する教育的愛情の育ちが期待できる。